

特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業
に関する入札説明書

福井県国民健康保険団体連合会

令和 8 年 8 月

1. 概要

本入札は、福井県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」と記載）が調達する特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業に係る入札について、入札方法や提出物について説明するものである。

2. 入札に関する事項

入札に関する事項については以下のとおりとする。

（ア）調達する業務（以下「調達業務」と記載）の名称

特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業

（イ）調達業務の仕様等

本入札説明書および「特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業仕様書」（以下「仕様書」と記載）のとおり

（ウ）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

3. 入札方法

一般競争入札

4. 入札参加に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（イ）日本国内に事業所を有する者であること。

（ウ）経営状況等が勘案できる資料（財務諸表等3期分※）を提出することができる者であること。

※税務上の申告書、決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

（エ）契約日から業務完了期限までの日において有効である ISMS またはプライバシーマークを取得していること。なお、ISMS の場合は、作業実施責任者が所属する部署が適用範囲に含まれていること。

（オ）官公署等あるいは国保連合会（他の都道府県国保連合会を含む）と同規模以上の契約（入札書に記載する額以上の契約）を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

（カ）直近3年間で契約先または会計検査の指摘事項等に基づき交付額の返還が発生していないこと。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同上第2号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

5. 入札説明書等の交付等に関する事項

（ア）入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する課の名称、所在

地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

入札説明書等掲載場所 福井県国民健康保険団体連合会ホームページ

<https://www.fukui-kokuhoren.or.jp/>

〒910-0843

福井市西開発 4 丁目 202 番 1 福井県自治会館 4 階

福井県国民健康保険団体連合会 保険者支援課

電話：0776-57-1612 FAX：0776-57-1625

(イ) 入札説明書等の交付期間

令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 8 年 9 月 4 日（金）12 時までとする。

6. 入札説明書および仕様書に関する質問について

入札説明書および仕様書に関する質問については以下のとおりとする。

(ア) 質問の提出期間、提出方法および提出先

① 提出期間

令和 8 年 9 月 4 日（金）12 時まで

② 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、次の要件を必須とし、満たさない質問については回答しないものとする。

(1) 本調達における入札説明書または仕様書に関する質問であること

(2) 件名を「特別調整交付金（結核・精神）申請支援事業の入札に関する質問」とすること

(3) 質問者が確認できること

(4) 回答先の電子メールアドレスが確認できること

(5) 質問は電子メールの本文中に直接記載、もしくは Microsoft 社の Word 形式のファイルに日本語で記載すること

③ 提出先

保険者支援課 山出 宛 (kyoudou-g@fukui.kokuhoren.jp)

④ 回答

令和 8 年 9 月 8 日（火）に入札参加者すべてに対して、前記 6. (ア)②(4)の電子メールアドレスへ回答を送付するものとする。

7. 入札参加の申請

この入札に参加しようとする者は、別紙様式 1「入札参加資格確認申請書」を提出すること。その際、前記 4. (イ) から 4. (オ) を証明できる資料として別紙様式 1「入札参加資格確認申請書」の 1 から 4 までに記載のある書類（写しを可とする）を添えて、次の日時等のとおり提出し、国保連合

会による資格の確認を受けなければならない。

(ア) 入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和 8 年 9 月 4 日（金）12 時まで（必着）

(イ) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

提出期限内に持参または郵送により提出すること

(ウ) 提出先

前記 5.（ア）に同じ

8. 入札参加の資格確認の結果の通知

資格確認の結果は、令和 8 年 9 月 8 日（火）に国保連合会からの発送をもって書面で通知する。
なお、資格確認の結果、入札への参加を認められた者には別に定める入札参加案内通知書により通知する。入札保証金および契約保証金の免除可否についても同様に入札参加案内書により通知する。資格確認の結果、入札への参加を認められなかった者にはその理由を記したものを通知する。

また、入札書および入札内訳書の指定様式は、入札参加資格を認められた者に対して、本通知に同封する。

9. 入札書および入札内訳書の提出日時および場所

入札書および入札内訳書の提出日時および場所については以下のとおりとする。

(ア) 日時：令和 8 年 9 月 14 日（月）11 時

(イ) 場所：福井市西開発 4 丁目 202 番 1

福井県自治会館 3 階 第 2 会議室

10. 入札書および入札内訳書に関する事項

(ア) 入札にあたっては、国保連合会の指定する様式の入札書および入札内訳書に金額を記載すること。

(イ) 入札内訳書には仕様書記載の作業に要するそれぞれの費用の税抜額を記載すること。

① 仕様書別紙 1「対象市町およびレセプト件数一覧」に記載の対象市町数に基本料金（400,000 円固定）を乗じた額。

② 仕様書別紙 1「対象市町およびレセプト件数一覧」に記載のレセプト件数に単価を乗じた額。
単価は小数点第 2 位までとし、金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を記載すること。

③ 合計額（①と②の合計額）

(ウ) 入札書には、前項において入札内訳書に記載した③合計額を記載すること。

(エ) 入札書および入札内訳書は同一の封筒に封入すること。

(オ) 上記（エ）の封筒には、調達業務名および入札者名（企業名等）を明記し、「入札書および入札内訳書在中」と記載すること。

(カ) 上記（オ）は封緘のうえ、封緘部に割り印を施すこと。

(キ) 入札書および入札内訳書について、記載漏れ、押印漏れ、不備等があった場合は、当該入札

者の入札を無効とする。

11. 入札および開札に関する事項

- (ア) 入札参加者は、この入札に関する資料の全てを熟読し、前記 8. にある入札参加案内通知書送付時に同送する入札心得を順守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (イ) 入札参加者は、前記 8. にある入札参加案内通知書送付時に同送する入札書および入札内訳書を、指定された日時に直接提出しなければならない。
- (ウ) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。なお、委任状の様式は特に定めないが、代理人名、入札業務名、委任の範囲等を明確にすること。
- (エ) 入札代理人は、入札参加者の所属する企業に所属するものでなければならない。
- (オ) 入札参加者またはその代理人は、入札時に企業に所属することが証明できるものおよび本人の証明ができるものを持参しなければならない。
- (カ) 入札参加者またはその代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (キ) 入札参加者またはその代理人は、提出した入札書を書き換え、変更または取り消しをすることができない。
- (ク) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。
- (ケ) 入札価格が、予定価格以下となる入札がない場合は、その場で直ちに再度の入札を行うものとする。なお、再度の入札は 1 回を限度として行う。

12. 落札者の決定に関する事項

- (ア) 落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が国保連合会にて事前に定めた予定価格を下回る者であり、かつ最も安価である者とする。
- (イ) 入札書および入札内訳書は前記 10. の内容を十分理解したうえで記載すること。
- (ウ) 落札となるべき最低額が同額の業者が複数ある場合には、その場にてくじを引かせて落札者を決定する。

13. この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。

14. 入札保証金および契約保証金

一般競争入札に参加する者は、その見積金額（本入札説明書 10.（イ）③）の 100 分の 5 以上の入札保証金を国保連合会に納めなければならない。また、国保連合会と契約を締結する者は、契約金額（本入札説明書 10.（イ）③）の 100 分の 10 以上の契約保証金を国保連合会に納めなければならない。ただし、下記の条件を満たした者は、入札保証金および契約保証金を免除する。

ア) 入札保証金の免除

経営状況等が勘案できる資料（財務諸表等 3 期分※）を提出し、官公署等あるいは国保連合会（他の都道府県国保連合会を含む）と同規模以上の契約（入札書に記載する額以上の契約）の契約書写しの提出をした場合、免除とする。

※税務上の申告書、決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

イ) 契約保証金の免除

過去 2 年間に官公署等あるいは国保連合会（他の都道府県国保連合会を含む）と種類および規模をほぼ同じくする契約の履行実績（2 件以上）の確認で免除とする。

落札者には、落札後契約締結前までに上記契約書写しの提出を求め、履行実績の確認を行う。

15. 入札の無効

福井県財務規則第 151 条の規定を準用する。

16. 契約書作成の要否および契約条件

(ア) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(イ) 契約条件は、本説明書と併せてホームページ上に掲載する「契約書（案）」（令和 8 年 8 月 26 日掲載）のとおりとする。契約は単価方式とする。（前記 10. の入札書および入札内訳書に記載する金額と異なるので留意すること。）

(ウ) 請求額は、本申請を行った市町における基本料と、レセプト件数に単価を乗じた値の合計とし、当該市町の交付申請額を上限とする。なお、本申請を行わなかった市町においては、請求額は発生しないものとする。

以上